

支援金詳細

中小企業退職金共済加入奨励補助金

市内に事業所を有する中小企業の従業員について退職金制度を確立するために、中小企業退職金共済法又は所得税法施行令73条に基づいて、勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体と新たに契約した被共済者の掛金について、事業主に対してその一部を補助します。

地域	長野県須坂市
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	中小企業者（常時雇用する従業者数が100人を超えない事業主） 市内に事業所を有し、中小企業退職金共済法第2条第3項若しくは第5項に規定する退職金契約又は政令73条第1項第1号に規定する退職金共済契約に基づき、被共済者の掛金を納付した中小企業者で、補助金の交付申請をするときに事業を営んでいるもの
公募期間	～
上限金額・助成金	退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から3年間、被共済者1人につき月額400円
給付要件	
その他	
問合せ先	産業振興部 産業連携開発課 電話：026-248-9033
URL	https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=595dc1b846f16#03